

税のお知らせ

11月の納税等

国民健康保険税／第5期
後期高齢者医療保険料／第5期
介護保険料／第4期
農業集排水処理施設使用料／第4期
保育料／11月分
納期限／12月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。

平成30度から、第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。(なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問合せください。)

●納付場所および納税方法

- 金融機関、県税事務所の窓口
- コンビニエンスストア、MMK設置店

※納付書の納付金額が30万円以下

のものに限ります。

○Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

○インターネットでのクレジットカードによる納付

○スマートフォンアプリ(PayB)による納付

●その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。

ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

●問合せ先

西尾張県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎0586-4513169
(ダイヤルイン)
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページまたは開発部建設課までお問合せください。

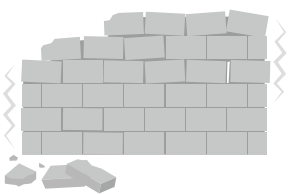
●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に申請していただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況(令和元年9月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
9月	0	0	0	0	0
1～9月	3	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
9月	0	0	0	0	0
1～9月	0	0	2	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
9月	0	0	0	0	
1～9月	6	3	0	7	